登　園　許　可　証　明　書

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達がが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いいたします。

園名　　ひいらぎ保育園　　園児氏名

該当疾患に○	疾患名	登園停止期間の基準 ＊以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻しん（はしか）	解熱後３日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後３日を経過するまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが、かさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後５日を経過し、 かつ全身状態が良好になるまで
	結　核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜炎 （ﾌﾟｰﾙ熱・ｱﾃﾞﾉｳｨﾙｽ感染症）	主な症状が消失した後２日経過するまで
	流行性結膜炎 （はやり目）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において、感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 （O-157 など）	医師により感染のおそれがないと認められるまで

上記の疾患で 平成　　年　　月　　日 から療養中のところ、現在症状が軽快し多児への感染のおそれはないと判断したので、平成　　年　　月　　日 より登園してよいことを証明します。

＊保育園生活での注意事項

（　　）

証明日：平成　　年　　月　　日

医療機関名

医　師　名　　㊞